

「横浜開港150周年記念事業」マスコットキャラクター 愛称募集要項

1 趣旨

この要項は、近代日本の開国・横浜開港150周年記念事業のシンボルとなるマスコットキャラクターの愛称募集に関し必要な事項を定めるものとします。

2 定義

本要項において、マスコットキャラクター愛称（以下、愛称という）とは、財団法人横浜開港150周年協会（以下、協会という）が及び横浜市が実施する横浜開港150周年記念事業（以下、記念事業という）において使用するマスコットキャラクターの愛称となるものをいいます。

3 愛称の募集方法

一般公募により実施します。

4 募集期間(予定)

平成19年11月 1日(木) から
平成19年11月28日(水) まで(必着)

5 募集内容

「横浜開港150周年」マスコットキャラクターの愛称を募集します。

6 応募資格

横浜開港150周年に関心がある者(年齢は問いません)

7 賞および副賞

(1) グランプリ

1点 副賞30万円
(平成20年6月2日現在18歳未満の方が受賞された場合は同額の図書カード等)

(2) 優秀賞

1点 副賞10万円
(平成20年6月2日現在18歳未満の方が受賞された場合は同額の図書カード等)

(3) 佳作

1点 副賞5万円
(平成20年6月2日現在18歳未満の方が受賞された場合は同額の図書カード等)

※受賞作品が複数の応募者から応募されていた場合、副賞は応募者人数で案分します。

8 選考方法

マスコットキャラクター愛称選考委員会による選考を実施し、グランプリ、優秀賞、佳作を決定します。なお、応募多数の場合等は、必要に応じて第1次選考を実施します。

9 愛称決定方法

グランプリとなった作品について、協会において商標登録の確認等を実施した後、問題がない場合に「横浜開港150周年マスコットキャラクター愛称」として採用します。

なお、前述の手続等により問題があった場合、グラ

ンプリ作品は採用せず、優秀賞、佳作の順位で同様の確認等を行い、愛称を決定します。

10 応募方法

応募はがき(官製はがきに所定事項を記載しても可)または協会ウェブサイトのマスコットキャラクター愛称募集フォームから、記載事項を漏れなく記載して応募してください。

※はがきで応募する場合は、郵送に必要な切手を貼付のうえ、応募先まで郵送してください(郵便料金が不足した場合は受領しません)。

(1) 記載事項

①応募する「愛称」、②コメント(愛称の意味やストーリー等)③氏名(ふりがな)、④年齢、⑤〒住所、⑥電話番号(昼間ご連絡が可能な番号/携帯電話可)を必ず明記してください。

(2) 提出できる作品数

1人につき1作品

(3) 出品料

出品料は無料です。

ただし、応募の際に必要な郵送料等すべての経費は応募者負担とさせていただきます。

11 応募締切

平成19年11月28日(水) 必着

12 決定時期

平成20年1月

(1) 受賞作品は、当協会ホームページ等で発表するほか、受賞者のみ文書をもって通知します。

(2) 受賞された場合、受賞された方の氏名を公表します。

(3) 平成20年1月に受賞された方を対象とした表彰式を行う予定です。

13 その他

(1) 採用された愛称の著作権、二次的使用権、商品化権、放送権その他一切の権利は、財団法人横浜開港150周年協会に帰属します。

(2) 今回の応募に関して協会が応募者から取得した個人情報、本公募の目的のみに使用します(審査、受賞者への通知、問い合わせ等)。

14 応募先

株式会社相鉄エージェンシー内

「マスコットキャラクター愛称募集係」

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町5-1 YCS5階

URL <http://www.yokohama150.org>

15 問い合わせ

財団法人横浜開港150周年協会広報部内

「マスコットキャラクター愛称募集係」

〒231-0001 横浜市中区新港1-6-3

電話 045-222-1508

FAX 045-662-1500

e-mail aishou@yokohama150.org